

諮問日：令和6年2月15日（令和5年度（個）諮問第4号）

答申日：令和6年8月23日（令和6年度（個）答申第1号）

件名：東京地方裁判所における特定事件の訴訟記録に綴られるべき文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京地方裁判所特定事件番号1、特定事件番号2及び特定事件番号3の各事件の訴訟記録に綴られるべき文書（例えば訴状、答弁書、証拠、判決書等）」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和5年11月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

申出に係る各事件は裁判所法3条に関する最高裁判例の適用の可否等、大切な論点を含むものであり、情報公開制度の趣旨である国民の知る権利の充実のためにも訴訟記録に綴られるべき各文書を司法行政文書として取得し、広く一般に公表すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京地方裁判所は、開示申出に係る情報を記録した司法行政文書を探索した結果、当該司法行政文書を取得した事実がなかったため、原判断を行った。
- 2 苦情申出人は、原判断につき、申出に係る各事件は裁判所法3条に関する最

高裁判例の適用の可否等、大切な論点を含むものであり、情報公開制度の趣旨である国民の知る権利の充実のためにも訴訟記録に綴られるべき各文書を司法行政文書として取得し、広く一般に公表すべきであると主張している。

- 3 訴訟記録に綴られるべき文書は、裁判事務に関する文書として作成・取得したものであるところ、当該文書を別途司法行政事務処理の目的で取得した場合には、その取得した文書に記録された個人情報が開示の対象となり得るが、東京地方裁判所において、申出に係る各事件の訴訟記録に綴られるべき各文書を別途司法行政事務処理の目的で取得することは想定し難いことからすると、探索の結果、前記のとおり判断した原判断は相当であり、苦情申出人の主張には理由がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年2月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同年8月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、東京地方裁判所において、申出に係る各事件の訴訟記録に綴られるべき各文書を司法行政事務処理の目的で取得することは想定し難い旨説明している。

この点について、そもそも保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、司法行政文書に記録されているものに限られるから、裁判事務に関する文書にのみ記録されている限り、保有個人情報開示手続の対象にはならない。

司法行政の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼしたりすることはできない（裁判所法81条）など、裁判事務は司法行政事務とは別個の独立したものであること、訴訟記録の閲覧・謄写等については法定の手続が定められている

こと（民事訴訟法 91 条等）、「訴訟記録に綴られるべき文書」は、通常、裁判事務に関する文書として作成し、又は取得されるものであると認められることからすると、訴訟記録に綴られるべき文書を別途司法行政事務処理の目的で取得することは通常は想定し難い。したがって、東京地方裁判所において、申出に係る各事件の訴訟記録に綴られるべき各文書を司法行政事務処理の目的で取得することが想定し難い旨の上記説明に不合理な点はなく、実際に、東京地方裁判所において、上記各文書を司法行政文書として取得したことをうかがわせる事情も認められないから、司法行政文書として取得していないとする原判断はこれを是認することができる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において、本件対象個人情報記録された文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕